

## 京都府の省エネ・節電対策について

平成 25 年 11 月 11 日  
京都府節電対策本部**今冬の節電の取組**※1

期 間	平成 25 年 12 月 2 日（月）～平成 26 年 3 月 31 日（月）の平日 （年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日除く）
時 間	9 時～21 時
内 容	昨年同様の着実な節電の実施 《昨年と同様に平成 22 年度冬と比べて 6%削減を目安》

※ 関西電力管内における今冬の電力需給見通しは、期間を通じて 3%以上の予備率の確保が可能とされていることから、電力需給が逼迫する恐れは低いと考えられるが、定着していると想定した節電量が着実に実施されることや、発電施設が大きなトラブルなく稼働することが前提となっているため、特に家庭や業務用（民生部門）に対し、着実な節電・省エネを呼びかけることが必要。（関西広域連合電力需給等検討会議（要旨））

**1 府民・事業者等への節電のお願い**

昨年同様の着実な節電に取り組んでいただくようお願いする。  
（平成 22 年度の冬と比べて▲ 6%を目安）

**◆留意事項**

- 産業活動や病院、社会福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
- 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いする。

**2 省エネ・節電対策に係る府の支援方策****中小企業向け支援**

- ・省エネアドバイザー派遣事業
- ・中小企業省エネ「見える」化無料診断

**家 庭 対 策**

- ・府民だより、府HPで家庭での節電方法をわかりやすくお知らせ
- ・関西スタイルのエコポイントの実施
- ・スマート・エコハウス促進融資

**要配慮者への啓発等**

- ・在宅療養患者等要配慮者に対する啓発等

### 3 京都府庁の節電取組

平成 22 年度冬の最大電力と比べて▲ 10%を目安として節電に取り組む。

#### ■勤務関係

- ・ 第 1 ・ 第 2 ノー残業デー、府庁育児の日の定時退庁
- ・ 20 時の退庁励行

#### ■エコ行動の徹底

##### <電力使用のマネジメント>

- ・ 本庁及び各地方機関施設ごとのデマンド監視装置を活用した電力使用量の管理の徹底

##### <空 調 等>

- ・ 執務室の室温の適正管理（19℃）
- ・ 空調の送風量を 1/2 に設定
- ・ 空調のフィルター清掃
- ・ 保温ポット等の使用徹底
- ・ エレベーターの 1/2 運転停止

##### <照 明>

- ・ 昼休みの完全消灯
- ・ 廊下照明の 3/4 消灯、トイレの使用時のみ点灯
- ・ 照明の間引き（窓際等）、LED スタンドの活用

##### <OA 機器>

- ・ ペーパーレス化の徹底によるコピー機使用削減
- ・ コピー機の 1/2 停止
- ・ パソコンの画面輝度を 60% に低減、自動スリープ設定
- ・ パソコンのバッテリー駆動活用
- ・ 90 分以上離席する際のパソコン電源オフ
- ・ 退庁時の節電タップの完全オフ

#### ■上下水道関係

- ・ 久御山広域ポンプ場の貯留機能活用
- ・ 工業用水ポンプ場運用の変更
- ・ 下水処理場における急速ろ過施設の一部停止等

#### ◆留意事項

- 窓口業務等の状況、建物・設備の特性等、各所属の実態に合わせて実施する。
- 「ウォームビズ」など温度に対応した服装を工夫する。